

経済産業省生産動態統計の公表様式見直し案に対する意見公募結果について

令和7年7月7日
経済産業省
大臣官房調査統計グループ
鉱工業動態統計室

経済産業省生産動態統計の公表様式見直し案について、令和7年4月24日から令和7年5月20日まで意見公募を実施しました。提出意見と提出意見を考慮した結果については、以下のとおりです。ご協力ありがとうございました。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	PDF ファイルによる公表を希望。	<p>貴重なご意見ありがとうございます。また、平素より本調査結果をご利用頂きありがとうございます。</p> <p>統計表の公表にあたっては、政府全体の方針として、「統計表における機械判読可能なデータの表記方法の統一ルール（総務省統計局策定）」に基づく掲載に順次対応していく、という方針が定められており、今般の見直しにより、Excel の機械判読可能な形式に切り替えることとしております。</p> <p>本見直しについて、ご理解とご協力を賜りますと幸いです。</p>
2	一部品目の中間計データを利用しているため継続掲載を希望。	<p>貴重なご意見ありがとうございます。また、平素より本調査結果をご利用頂きありがとうございます。</p> <p>中間計データは重要な情報として必要とのこと、引き続きご利用に極力支障が生じないように検討を進めて参りたいと存じます。</p> <p>なお、調査結果は国民の皆様幅広くご活用いただけるよう、原則、公表することが統計法において義務づけられていますが、一方で、国内の製造事業所は減少傾向となっており、一部の調査品目で</p>

		<p>は事業所数が少なく、その集計値を公表することで特定の事業所の実績が把握できてしまう恐れがある場合には、統計法の守秘義務に基づき集計値を非公表とする秘匿処理（数値をXとして公表）を行う必要から中間計データを設けて掲載し、内訳品目の数値を公表している場合には、内訳品目の数値の合算により中間計データを算出することが可能なため、中間計データの掲載は行っておりません。</p> <p>この秘匿処理において、中間計データを掲載する場合には、必ず、二次秘匿処理が必要となります。これは、中間計データから他の内訳品目の数値の差し引きにより秘匿対象の数値が把握できてしまうためです。つまり、中間計データを掲載することにより、本来であればご報告いただいた数値の集計結果を掲載することが可能な他の内訳品目についても非公表とする必要性が生じてしまうこととなります。</p> <p>以上のことから、調査にご協力頂いている報告者のご負担を軽減しつつ、ご報告いただいた数値を最大限活用したデータ提供を行うという観点から、秘匿処理の発生に伴う対応としては、公表資料上で対応するのではなく、秘匿処理の必要性が生じないように、ご報告いただく調査品目の定義を見直す調査票改正を実施し、ご報告いただいた調査品目毎の集計値をそのまま公表させていただくことが望ましいと考えております。</p> <p>本調査では、令和9年調査より上記の整理に基づいた調査票改正を考えており、当該改正における調査品目の見直しについて、ご理解とご協力を賜りますと幸いです。</p>
--	--	---

※提出意見は整理又は要約しています。